

研究用匿名データの利用規約

令和7年4月1日

国税庁

(総則)

第1条 本規約は、研究用匿名データの利用に係る利用者と国税庁の契約（以下「本契約」という。）の内容並びに本契約に関する申出者、補助者及び利用者との基本的事項を定めるものである。

2 本規約において使用する用語は、研究用匿名データの利用に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において使用する用語の例による。

3 本契約に係るガイドライン、研究用匿名データの利用に係る誓約書（以下「誓約書」という。）、研究用匿名データの利用に関する申出書（以下「申出書」という。）及び研究用匿名データの利用に関する承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）は、本契約の一部を構成するものとする。

4 本規約は申出者、補助者及び利用者にも適用され、国税庁が行う通知等の各種手続については、原則として、代表者及び管理責任者に対して行うものとし、その効果については、その他の申出者、補助者及び利用者にも及ぶものとする。

5 本契約は、承諾通知書に基づき、代表者が、研究用匿名データの依頼書を国税庁に提出したときに成立する。

6 研究用匿名データを利用するために必要な一切の事項については、ガイドライン、本規約、誓約書及び承諾通知書に特別の定めがある場合を除き、国税庁がその責任において定める。

7 利用者及び国税庁は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとする。

8 本契約の履行に関して申出者、補助者、利用者及び国税庁が使用する言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(研究用匿名データの利用等)

第2条 国税庁は、本契約の成立後、本規約及びガイドラインに基づき、申出者の研究に必要な範囲で管理責任者に研究用匿名データを提供する。

2 国税庁が、代表者に研究用匿名データを郵送で提供するに当たって発生した送料は、代表者が負担するものとする。

なお、郵送に当たり、代表者が研究用匿名データの受取ができなかったことに対して、代表者の故意又は過失が認められる場合は、当該送料は代表者が負担するものとする。

- 3 国税庁の過失等により研究用匿名データの利用が遅延した場合、管理責任者は、申出書に記載された研究用匿名データの利用期間の延長を求めことができ、この場合の延長日数は、国税庁と協議の上決定する。
- 4 国税庁が提供する研究用匿名データは、その情報の選択及び体系的な構成を国税庁が自ら決定するものであり、当該研究用匿名データ等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、国税庁が保有し、行使するものとする。
- 5 代表者に提供される研究用匿名データは、本契約に従い、申出書に記載された利用者限り利用することができるものとする。
- 6 利用者は、本規約、誓約書、申出書、承諾通知書及びガイドラインに従ってこれを利用するものとする。
- 7 利用者は、国税庁が研究用匿名データの利用に係る指示をした場合、その指示に従うものとする。

(研究用匿名データの管理)

- 第3条 利用者は、ガイドライン第10の1に規定する研究用匿名データの措置及び返却が完了するまで、本規約、ガイドライン第8に規定する研究用匿名データの利用に当たっての留意事項及び当該利用者が提出したガイドライン第5、第8及び第9に規定する書類に基づき、適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は、研究用匿名データを利用して生成した中間生成物についても準用するものとする。

(利用の制限)

- 第4条 利用者は、研究用匿名データの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 研究用匿名データの利用に当たっては、申出書及び承諾通知書に記載した範囲内の利用に限定し、申出書及び承諾通知書に記載のない方法による利用は行わず、申出書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと
 - 二 前号の規定において、申出書及び承諾通知書の記載が異なる場合は、承諾通知書に記載の範囲内の利用を行うこと
 - 三 研究用匿名データの利用者は5名を上限とすること
 - 四 いかなる場合も、研究用匿名データを利用して個体を識別する分析を行わないこと
 - 五 研究用匿名データを利用した研究の成果の公表において、個体の識別が可能になる情報を明らかにしないこと
 - 六 承諾通知書において、国税庁が研究用匿名データの利用に当たり付した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
 - 七 研究用匿名データの利用は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、国税庁の判

断として運用を停止し、研究用匿名データの利用の停止を求めることがあり得ること

(外部委託)

第5条 利用者が研究等の全部又は一部を第三者に委託することは認められない。

(申出書記載事項の変更)

第6条 管理責任者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を国税庁に提出するものとする。

- 一 利用者の属性に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- 二 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
- 三 利用者を除外する場合
- 四 研究の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- 五 研究用匿名データの利用場所を変更する場合

2 申出書の記載事項に前項以外の変更が生じた場合は、管理責任者は、原則として改めて申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができるものとする。

3 前項の申出書記載事項の変更を行った場合において、利用者は当該変更について国税庁から承諾の通知がない限り当該変更に基づく研究用匿名データの利用をしてはならない。

4 第2項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者は国税庁より不承諾の通知がなされた場合は、国税庁の指示に従うものとする。

(欠陥及び障害等)

第7条 管理責任者は、研究用匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに国税庁に申出を行うものとする。

2 前項において、管理責任者は研究用匿名データの受取後14日以内であれば、国税庁に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、管理責任者は、国税庁に当該媒体を国税庁指定場所での直接受取又は郵送により返却し、国税庁は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。

3 前項の障害が国税庁の帰責事由による場合、管理責任者からの返却及び国税庁からの再送付の費用は国税庁が負担する。ただし、その障害が、利用者の帰責事由により生じた場合、当該費用は利用者が負担する。

(研究用匿名データの提供状況の公表)

第8条 国税庁は、ガイドライン第8の6の規定に基づき、研究用匿名データの提供状況を公表するものとする。

(利用期間)

第9条 利用者は、国税庁から通知された承諾通知書に記載された期間に限り研究用匿名データを利用できるものとする。

- 2 利用期間の延長を希望する管理責任者は、ガイドライン第9の3(1)の規定に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、利用期間終了の2か月前までに提出できないと国税庁が認めた場合はこの限りではない。
- 3 利用期間の延長を希望する申出については、ガイドライン第9の3(2)に規定する審査基準により審査を行い、延長の諾否を決定するものとする。
- 4 利用期間を超過した場合(管理責任者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。)、国税庁は利用者に対し速やかに研究用匿名データの返却を求めるものとする。

(検査等)

第10条 国税庁が研究用匿名データの利用状況及び管理状況について利用者に対して検査を行う場合、利用者は、これを拒まないものとする。

- 2 前項の検査を行う場合、必要に応じて国税庁は検査を行う旨を事前に利用者へ通知するものとする。
- 3 第1項の検査を行う場合、国税庁は、必要に応じて職員を利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の検分及びヒアリングを実施するものとする。
- 4 管理責任者は、研究用匿名データの受領後3か月以内に、研究用匿名データに係る管理簿を提出する。また、利用期間が1年を超える場合は、管理責任者が研究用匿名データの提供媒体を受領した日から1年経過の都度、1か月以内に管理状況報告書及び管理簿を提出する。ただし、国税庁が利用者へ管理状況の報告を求めた場合は、管理責任者は随時これに対応することとし、1週間以内に管理状況報告書及び管理簿を提出するものとする。

(履行期限の延長)

第11条 国税庁は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、管理責任者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 管理責任者は、前項の申出があったときは、国税庁と協議の上、履行期限の延長日数を決定する。

(不可抗力等による紛失等)

第 12 条 利用者は、天災地変その他の不可抗力により研究用匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、管理責任者を通じて速やかに国税庁へ報告するものとする。

- 2 前項において、再度研究用匿名データの提供を希望する場合は、国税庁と協議の上、手続等を行うものとする。

- 3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意等により研究用匿名データを紛失した場合又は情報が漏えいしていることが判明した場合並びにこれらの恐れがあることが判明した場合は、管理責任者を通じて国税庁に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第 13 条 管理責任者は、研究用匿名データの利用期間終了(当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む)までに、複製データ及び中間生成物を削除し、データ措置報告書及び管理簿に加えて、提供を受けた研究用匿名データの媒体を国税庁に返却するものとする。

- 2 管理責任者は、研究用匿名データを利用した研究等の終了後(申告書に記載した成果の公表前)に利用実績報告書により国税庁に利用実績を報告するものとする。
- 3 利用者は、利用期間終了前に国税庁が第 18 条第 1 項の規定の適用により研究用匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。
- 4 研究の達成が困難となった場合は、管理責任者(やむを得ない事情の場合は管理責任者を除く利用者)を通じて速やかに利用実績報告書に理由を記載して提出しなければならない。また、研究用匿名データを返却するとともに、複製データ、中間生成物及び最終生成物を消去の上、データ措置報告書を提出しなければならない。

(利用者の保証等)

第 14 条 利用者は、申出書、報告書その他研究用匿名データの利用に当たって国税庁に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。

- 2 利用者は、前項の書類及び国税庁に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー及び営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。
- 3 利用者は、本契約に規定する手続を経ることなく、申出書に記載された事項を変更しないことを約するものとする。

(成果の公表)

- 第 15 条 管理責任者は、研究用匿名データを利用した研究の成果を申出書に記載した公表時期及び方法に基づき、国税庁の審査を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第 10 の 3 に規定する国税庁への報告の時期は、当該研究の成果の公表前であって、かつ、その内容の変更が可能な時期であることとする。
- 2 前項の公表に当たっては、ガイドライン第 10 の 3 に規定する事項によらなければならない。国税庁の審査によりその事実が確認できない場合や、国税庁との協議に基づく修正の指示等を拒否する場合には、当該公表を禁止する場合がある。
 - 3 当該公表に当たって、管理責任者は、研究用匿名データの利用による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。
 - 4 当該公表に当たって、管理責任者は、研究用匿名データの利用を基に独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、国税庁が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
 - 5 申出書に記載した公表時期に公表できない場合は、記載事項変更依頼申出書の提出及びその時点における成果を国税庁に報告の上、国税庁が必要と認めた場合、公表時期を変更できるものとする。
 - 6 国税庁は、研究用匿名データを利用した研究の成果について、掲載するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないように、第 1 項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(秘密情報)

- 第 16 条 本契約において、秘密情報とは、文書又は口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、研究用匿名データの利用期間中に国税庁より提供された、研究の成果を除く一切の情報をいう。
- 2 利用者は秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示又は漏えいしてはならないものとする。
 - 3 利用者は秘密情報を申出書及び承諾通知書に記載のない方法で利用してはならないものとする。
 - 4 利用者は本契約終了後においても、秘密情報を第三者に対して明らかにしてはならないものとする。

(研究用匿名データの紛失・漏えい等)

- 第 17 条 利用者は、研究用匿名データを紛失した場合又は前条に規定する秘密情報が漏えいしていることが判明した場合、その恐れが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、国税庁へその内容及び原因を報告し、国税庁の指示に従うものとする。
- 2 前項の紛失の原因が天災地変その他の不可抗力により利用者の故意又は過失が認められない場合において、利用者が研究用匿名データの提供を希望する場合は、国税庁と協議

の上、必要な手続等を行うものとする。

(解除)

第 18 条 国税庁は、次の各号に規定する事由のいずれかが発生したときは、管理責任者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 利用者が本規約第 14 条に規定する保証の違反を含め、本契約に違反し、国税庁が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、国税庁において是正が不可能と判断したとき
- 二 利用者において、本規約第 16 条に規定する秘密の保持に違反したとき又はその他研究用匿名データの取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると国税庁が判断したとき
- 三 申出書に記載された研究の成果を公表できる見込みがないと国税庁が判断したとき
- 四 管理責任者が国税庁に対し、申出書記載事項の変更の申出を行い、国税庁による審査の結果、これを不承認としたとき
- 五 利用者による本契約の重大な違反その他の不適正な利用状況により、利用者が研究用匿名データの利用を行うことが不適切であると国税庁が判断したとき

(契約に違反した場合の措置)

第 19 条 国税庁は、利用者が本契約に違反し、又は、別表に規定する措置要件に該当する行為を行ったと認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上で、その内容に応じて別表に規定する措置をとることができる。また、利用者は、本契約の終了の前後にかかわらず、当該措置が適用されることに同意するものとする。

- 2 利用者が本契約に違反して研究用匿名データの利用を行うことにより経済的な利益を得た場合には、当該利用者は国税庁の請求に基づき、本利用により取得した利益の詳細を開示した上で国税庁の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。
- 3 利用者が前項の違約金を国税庁の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 前三項において、利用者以外の者が違反した場合であっても、利用者の故意又は過失が認められる場合は当該利用者及び管理責任者を違反者として取り扱うものとする。

(国税庁の免責等)

第 20 条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、研究用匿名データの抽出方法による技術的な問題、利用に要する事務量その他事前に予測できない事由がある場合には

申出に係る研究用匿名データの利用が遅れ、又はこれを利用させず、一旦利用させた場合であっても、その停止を求めなければならない場合があることをあらかじめ了承し、これらにつき、国税庁は利用者に対し何ら責任を負わない。

- 2 利用者が研究用匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、国税庁は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者が研究用匿名データを用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、国税庁は一切の責任を負わないものとする。
- 4 本規約に違反した研究用匿名データの利用により権利を侵害された第三者から国税庁に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、国税庁は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(契約終了後の措置)

第 21 条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(研究用匿名データを利用して作成した統計の所有権)

第 22 条 利用者は、研究用匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第 23 条 利用者は、法令に基づく場合を除き、この規約の履行に関して知り得た秘密を国税庁の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。

(改正等)

第 24 条 本契約の成立後、ガイドライン及び本規約が改正された場合であっても、原則として従前の例によるが、国税庁が必要と認めるときには、利用者に誓約書の再提出による改正への同意を求めることができる。

(その他)

第25条 申出者、補助者、利用者及び国税庁は、ガイドライン、本規約、誓約書、申出書及び承諾通知書に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	措置内容
<p>1 利用期間の延長手続を行うことなく、利用期限（利用期間の最終日）までに研究用匿名データの利用を終了しない場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、以後の研究用匿名データの利用を中止する。</p> <p>② 必要に応じて、利用者（利用者が補助者の場合は、当該補助者の責任者となっている利用者を含む。以下この表において同じ。）及び管理責任者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>2 本規約第3条に規定する要件に反して研究用匿名データを利用すること等により、セキュリティ上の危険にさらした場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、以後の研究用匿名データの利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした日から国税庁が定めるまでの間、研究用匿名データの利用を禁止する。 なお、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び管理責任者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>3 研究用匿名データを紛失・漏えいした場合又は、共同研究の過程で知ることのできた納税者の秘密や情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報を漏らした場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、以後の研究用匿名データの利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした日から国税庁が定めるまでの間、研究用匿名データの利用を禁止する。 なお、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び管理責任者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>4 事前に承諾された利用目的以外の利用を行った場合又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った場合又は、ガイドライン第10に規定される国税庁による審査の前に研究の成果を公表した場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、以後の研究用匿名データの利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、当該認定をした日から国税庁が定めるまでの間、研究用匿名データの利用を禁止する。</p>

措置要件	措置内容
	<p>なお、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うことができる。</p> <p>③ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>④ 必要に応じて、利用者及び管理責任者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>5 その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合</p>	<p>① 中間生成物等の消去を行わせ、以後の研究用匿名データの利用を中止する。</p> <p>② 行為の態様によって、上記1から4に準じた措置を講じる。</p>